

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年11月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 栄庁舎3階大ホール

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
- 議第 8号 令和3年度農作業賃金・機械作業料金について

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 3号 農地潰廃通報について
- 報第 4号 作付変更届について
- 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|------------|------------|
| 1番 野崎文夫委員 | 2番 阿部眞佐雄委員 |
| 3番 小川弘樹委員 | 4番 渡邊勝夫委員 |
| 5番 田邊敦子委員 | 6番 三師満夫委員 |
| 7番 五十嵐秀一委員 | 9番 坂井浩行委員 |
| 10番 原田勝委員 | 11番 渡邊一英委員 |
| 12番 廣川哲也委員 | 13番 清野秀作委員 |
| 14番 佐藤秀樹委員 | 15番 佐藤一富委員 |
| 16番 藤田吉則委員 | 17番 熊倉睦委員 |
| 18番 田邊稔委員 | 19番 佐藤裕雄委員 |

農業委員欠席委員 1名

- 8番 小林茂宏委員

推進委員出席委員 18名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
井上 利弥 委員	内山 清 委員
内山 敏雄 委員	大桃 伸之 委員
刈屋 一夫 委員	蒲澤 利嗣 委員
蒲澤 正 委員	北澤 正之 委員
栞原 一郎 委員	捧 幸伸 委員
長谷川 浄二 委員	原田 孝一 委員
松岡 博一 委員	吉田 精一 委員
吉田 昇 委員	渡邊 正 委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	阿部 勝峰
経営基盤係 係長	早川 実
経営基盤係 主事	赤塚 由依
経営基盤係 一般任用職員	味田 佐恵子

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより本題の総会に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

最初出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席18名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。5番、田邊敦子委員、15番、佐藤一富委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に皆さんにお諮りをしたいと思います。議第1号及び議第2号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいで、議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

早速議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

1ページを御覧願います。今月の申請は3件で、合計面積8,824平米であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

172番は、中曽根新田地内の農地1筆、250平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

173番は、上須頃地内の農地2筆、1,741平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

174番は、代官島地内の農地7筆、6,833平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

87ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定58件、面積34万9,369.36平米、再設定161件、面積85万1,220.68平米、合計では219件、面積120万590.04平米であります。

それでは、戻りまして2ページの175番から順に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

175番から15ページの211番までの37件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

175番は、石上三丁目地内の農地2筆、1,985平米。

176番は、石上三丁目地内の農地1筆、595平米。

177番は、麻布地内の農地14筆、6,976平米。

178番は、棚鱗地内の農地2筆、6,049平米。

179番は、大宮新田地内ほかの農地4筆、3,856平米。

4ページをお願いします。

180番は、柳川新田地内の農地7筆、4,677平米。

181番は、柳川新田地内の農地3筆、2,244平米。

182番は、柳川新田地内の農地2筆、462平米。

183番は、柳川新田地内の農地1筆、2,023平米。

184番は、柳川新田地内の農地4筆、4,788平米。

185番は、柳川新田地内の農地2筆、957平米。

6ページをお願いします。

186番は、柳川新田地内の農地2筆、1,070平米。

187番は、柳川新田地内の農地1筆、1,937平米。

188番は、柳川新田地内の農地2筆、2,002平米。

189番は、柳川新田地内の農地11筆、1万1,577平米。

190番は、須頃三丁目地内の農地2筆、2,596平米。

8ページをお願いします。

191番は、東光寺地内の農地1筆、2,450平米。

192番は、荻堀地内の農地2筆、1,401平米。

193番は、葎谷地内の農地4筆、5,049平米。

194番は、葎谷地内の農地1筆、2,010平米。

195番は、森町地内の農地4筆、6,882平米。

196番は、福島新田地内の農地1筆、2,999平米。

10ページをお願いします。

197番は、福島新田地内の農地3筆、8,951平米。

198番は、福島新田地内の農地2筆、5,998平米。

199番は、塚野目地内の農地1筆、1,517平米。

200番は、柳場新田地内の農地9筆、2,650.87平米。

201番は、西中地内ほかの農地17筆、2万160.26平米。

12ページをお願いします。

202番は、鬼木地内の農地4筆、4,384平米。

203番は、東光寺地内ほかの農地2筆、2,412平米。

204番は、矢田地内ほかの農地2筆、1,141平米。

205番は、山王西地内の農地3筆、1万3,501平米。

206番は、榎山地内の農地3筆、8,734平米。

207番は、笹岡地内の農地1筆、902平米。

14ページをお願いします。

208番は、笹岡地内の農地1筆、1,280平米。

209番は、森町地内の農地3筆、4,877平米。

210番は、森町地内の農地3筆、5,105平米。

211番は、鹿峠地内の農地6筆、1万3,142平米。

以上37件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の212番から26ページ232番までの21件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に5年、または10年の利用権設定をするものであります。

それでは、212番から順に説明いたします。

212番は、栗林地内の農地9筆、8,135平米。

16ページをお願いします。

213番は、下保内地内の農地10筆、8,626平米。

214番は、月岡地内ほかの農地19筆、7,661平米。

215番は、月岡地内ほかの農地42筆、1万6,432.8平米。

19ページをお願いします。

216番は、井栗地内ほかの農地17筆、1万6,693平米。

20ページをお願いします。

217番は、柳場新田地内の農地24筆、2万864.3平米。

218番は、柳川新田地内の農地5筆、5,674平米。

219番は、下保内地内の農地12筆、1万14平米。

22ページをお願いします。

220番は、東鱒田地内の農地1筆、2,999平米。

221番は、西鱒田地内ほかの農地5筆、5,961平米。

222番は、金子新田地内の農地1筆、1,378平米。

223番は、金子新田地内の農地4筆、7,805平米。

224番は、福島新田地内の農地4筆、5,950平米。

225番は、福島新田地内の農地1筆、243平米。

24ページをお願いします。

226番は、福島新田地内ほかの農地16筆、2万88.13平米。

227番は、福島新田地内の農地2筆、357平米。

228番は、福島新田地内ほかの農地5筆、5,163平米。

229番は、戸口地内ほかの農地5筆、8,005平米。

26ページをお願いします。

230番は、戸口地内の農地9筆、7,387平米。

231番は、川通中町地内の農地1筆、3,651平米。

232番は、新屋地内の農地4筆、8,942平米。

以上11件は、新潟県農林公社が新規に5年、または10年利用権設定をするものであります。

次の233番から87ページの393番までの161件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第1調査部会長は、佐藤会長代理の隣に着席を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

改めまして、皆さんおはようございます。それでは、第1調査部会の調査結果報告をいたします。

第1調査部会では、11月25日午前9時から厚生会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席の下、会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時50

分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転3件、新規設定58件、再設定161件、合計件数222件、面積120万9,414.04平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の201件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする21件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

95ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定17件、面積18万29.23平米であります。

88ページにお戻りいただき、1番から順に説明いたします。

なお、議第2号参考といたしまして、本年10月26日現在の借受け希望者リストを送付させていただいておりますので、併せて御覧をいただきたいと思います。

それでは、配分計画（案）を御説明いたします。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料、受け人の状況につき

ましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1 番は、栗林地内の農地 9 筆、8,135 平米。

2 番は、下保内地内の農地 10 筆、8,626 平米。

3 番は、月岡三丁目地内ほかの農地 21 筆、8,679 平米。

4 番は、月岡三丁目地内の農地 12 筆、6,072 平米。

5 番は、月岡三丁目地内ほかの農地 14 筆、7,391 平米。

90 ページをお願いします。

6 番は、月岡地内の農地 14 筆、1,951.8 平米。

7 番は、井栗一丁目地内ほかの農地 17 筆、1 万 6,693 平米。

8 番は、柳場新田地内の農地 24 筆、2 万 864.3 平米。

92 ページをお願いします。

9 番は、柳川新田地内の農地 5 筆、5,674 平米。

10 番は、下保内地内の農地 12 筆、1 万 14 平米。

11 番は、東鱈田地内ほかの農地 3 筆、5,966 平米。

12 番は、西鱈田地内の農地 3 筆、2,994 平米。

13 番は、金子新田地内の農地 5 筆、9,183 平米。

14 番は、福島新田地内ほかの農地 28 筆、4 万 2,466.13 平米。

94 ページをお願いします。

15 番は、若宮新田地内ほかの農地 6 筆、8,991 平米。

16 番は、戸口地内の農地 9 筆、7,387 平米。

17 番は、新屋地内の農地 4 筆、8,942 平米。

以上 17 件は、それぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11 番、渡邊一英委員。

第 1 調査部会長（11 番渡邊一英委員）

議第 2 号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定 17 件、面積 18 万 29.39 平米で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第 2 号につきま

しては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申いたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

97ページを御覧願います。今月の申請は8件で、合計面積9,032平米であります。

96ページにお戻りをお願いします。

24番は、土場地内の農地2筆、1,313平米を譲受人が譲渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

25番は、袋地内の農地1筆、722平米を譲渡人が残存小作地を譲り受け、経営の安定を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

26番は、月岡二丁目地内の農地1筆、469平米を譲受人が譲渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

27番は、月岡三丁目地内の農地1筆、340平米を譲受人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

28番は、10月の総会におきまして取下げ申出により削除した案件で、今回再提出されたものであります。長沢地内の農地1筆、2,038平米を譲受人が譲渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

29番は、江口地内の農地1筆、680平米を譲受人が譲渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

30番は、上須頃地内の農地1筆、911平米を同一世帯内において譲受人が贈与により取得するものであります。

31番は、上須頃地内の農地5筆、2,559平米を同一世帯内において譲受人が贈与により取得するものであります。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1 調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの6件、贈与によるもの2件、合計件数8件、面積9,032平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いいたします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

99ページを御覧願います。今月の申請は4件で、合計面積882.92平米であります。

98ページにお戻りをお願いします。

最初に、16番を御覧ください。16番は、計画変更のみの申請で、直江町四丁目地内の農地1筆、50平米を駐車場2台及び雪捨場として利用したいものです。当初、15番の174平米を含めて駐車場5台の用地として利用したいとしたものを縮小した計画変更です。場所につきましては、国道8号直江三交差点西側200メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

15番は、16番の計画変更で縮小した直江町四丁目地内の農地1筆、174平米を売買により取得し、既存の雑種地57平米と一体で住宅1棟、カーポート1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号直江三交差点西側200メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の74番で農地法第5条の許可申請がなされております。

17番は、須戸新田地内の農地2筆、181.92平米を売買により取得し、住宅1棟の用地

として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、旭小学校南東700メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の75番で農地法第5条の許可申請がなされております。

18番は、金子新田地内の農地4筆、477平米を売買により取得し、太陽光発電施設、管理用敷地等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、国道8号猪子場新田交差点東側550メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の76番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数4件、面積882.92平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準、一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方は御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

100ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積165平米であります。

9番は、塚野目五丁目地内の農地1筆、165平米を住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条総合病院南東180メートル付近で、500メートル以内に医療施設と教育施設があり、かつ申請地南側道路に水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、件数1件、面積165平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

104ページを御覧願います。今月の申請は16件で、合計面積9,428.31平米であります。

101ページにお戻りをお願いします。

74番、75番、76番は、先ほど御審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の15番、17番、18番で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

77番は、西本成寺一丁目地内の農地1筆、169平米を売買により取得し、既存の雑種地557平米と一体利用し、障がい者対応型共同生活援助施設1棟及び駐車場6台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号直江三交差点北東550メートル付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

102ページをお願いします。

78番は、上保内地内の農地10筆、1,233.61平米を売買により取得し、花木・花卉育成地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、保内小学校南側1,100メートル付近で、中山間地等の小集団の低生産性農地であることから、農用地区分は第2種農地と判断されます。

79番は、東鱒田地内の農地3筆、283平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、本成寺郵便局南東200メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

80番は、月岡二丁目地内の農地8筆、405.61平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟及び駐車場3台の用地として利用したいものです。場所につきましては、月岡小学校南東の隣地で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

81番は、下須頃地内の農地3筆、1,357平米を売買により取得し、集合住宅3棟、駐車場33台及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、須頃保育所の西100メートル付近で、500メートル以内に教育施設及び医療施設があり、かつ申請地西側市道に水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

82番は、小古瀬地内の農地1筆、294平米を売買により取得し、既存宅地174平米と一体利用し、駐車場7台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、ただいまーと西側1,500メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

83番は、今井地内の農地1筆380平米を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、蒲原大堰南詰交差点南側220メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

84番は、福島新田地内ほかの農地7筆、1,884平米を売買により取得し、会社敷地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所に

つきましては、三条信用組合栄支店南側隣地で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

85番は、猪子場新田地内の農地6筆、937.36平米を売買により取得し、事務所1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、三条信用組合栄支店北側220メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

104ページをお願いします。

86番は、猪子場新田地内の農地2筆、1,017平米を賃貸借権の設定により、小柳建設株式会社が行う国道8号拡幅事業の国道横断地下道建設工事に伴い隣接する事業所の従業員駐車場の一部を仮設工事敷地として借地するため、工事期間の代替駐車場の用地として、令和2年12月1日から令和4年3月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、国道8号一ツ屋敷交差点北東400メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

87番は、吉野屋地内の農地1筆、487平米を賃貸借権の設定により、株式会社木菱建設が行う市道拡幅工事に伴う仮設事務所、仮設物置、仮設トイレ及び駐車場8台の用地として、令和2年12月1日から令和3年9月30日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、吉野屋浄化センター南東360メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請に係る許可の前に既に仮設事務所等が搬入されておりました。譲受人からは、当該地が農地であるとの認識がなく、申請が遅れた旨の説明がありましたが、嚴重注意するとともに、始末書の徴取をしていることを報告いたします。

88番は、長沢地内の農地1筆、61.82平米を使用貸借権の設定により、サンワコムシステムエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事に伴う資材置場、作業場の用地として、許可の日から令和3年5月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、県道下田見附線新大橋西側130メートル付近で、農振農用地区域内の農地であります。工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないものと判断されます。

89番は、棚鱗地内の農地1筆、85.99平米を使用貸借権の設定により、サンワコムシステムエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事に伴う資材置場、作業場の用地として、許可の日から令和3年5月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、県農業総合研究所畜産センター北側340メートル付近で、農振農用地区域内の農地であります。工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないと判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1 調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数16件、面積9,428.31平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第7号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』説明いたします。

105ページを御覧願います。このたび、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき、農地等についての相続税の納税猶予を受けるため、証明願の提出がありましたので、御審議をお願いするものです。

被相続人は、令和2年2月12日に死亡され、相続人の協議の結果、令和2年11月8日、遺産分割協議が成立いたしました。

農地の相続面積は、田4万860平米、畑2,324平米、合計面積4万3,184平米で、今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが出された農地は、田4万445平米、畑2,183平米、合計面積4万2,628平米であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

議第7号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、件数1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、被相続人がこれまで農業を営んでいた実績があること、相続人が相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められること、特例の対象となる農地が農業を営んでいた被相続人から相続により取得した農地であり、全て農地として適正管理されていることから、適格者証明は適当と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えるに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長は自席へお戻りください。大変御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『令和3年度農作業賃金・機械作業料金について』を議題といたします。

この案件につきましては、今までも総会に上程させていただいて、農政対策部会に付託し、議論していただいた経緯がありますので、今回も農政対策部会に付託してはいいかかと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、議第8号につきましては農政対策部会に付託することといたします。

なお、今まだ先の話なんですけど、皆様のほうからこの作業賃金あるいは機械作業料金につきましては、何か御意見があったら承りたいと思いますが、御意見ございませんか。

ないようですので、進めさせていただきます。

議長（野崎会長）

以上、議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第5号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、10番、原田勝委員。

農政対策部会長（10番原田 勝委員）

10番、原田です。農政対策部会では、12月18日午後1時半から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

なお、案件につきましては、ただいま付託をいただきました『令和3年度農作業賃金・機械作業料金について』でございます。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。12月22日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は25日午前9時半から開会を予定しております。

（挨拶 略）

長時間にわたりまして御審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時32分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 5 番）

議事録署名委員（ 1 5 番）
